

# 花巻市高齢者いきいきプラン

(花巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

## を策定しました

【問い合わせ】新館長寿福祉課(☎41-3576)

### ●高齢化率は上昇傾向

本市の高齢化率(65歳以上の人の人口割合)は、35.1%(令和5年10月1日現在)で、今後も上昇する見込みです。また、1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているため、地域全体で高齢者を支える体制の整備が必要です。  
このような状況を踏まえ、市では高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし続けられるよう、新たな「花巻市高齢者いきいきプラン」を策定しました。

### ●花巻市高齢者いきいきプランで定めていること

本プランでは、▼高齢者福祉などの事業の推進方針や体制▼介護予防などの事業内容▼介護保険サービスの見込み量▼介護保険料などを定めています。計画期間は、令和6～8年度の3年間で、

### 【基本目標】

高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち

### 【施策目標】

- ① 基本目標を実現するため、四つの施策目標を掲げて取り組みます。
- ② 高齢者の積極的な社会参加の推進
- ③ 高齢者の健康づくり
- ④ 安心して生活できる環境づくり
- ⑤ 介護保険サービスの充実

### ●通院時の交通費助成を拡充

市では、高齢者や障がい者に対し、通院に利用したタクシー代の一部を助成しています。

本年度から、自宅からバス停留所までの距離要件を撤廃。また、1回当たりの助成額を拡充したほか、自宅から医療機関までの距離に応じて、年間上限額を最大3万円まで引き上げました。詳しくは、広報はなまき4月1日号をご覧ください。

### ●除雪支援事業を拡充

高齢者世帯などに対する除雪支援について、これまで人力による除雪作業のみを助成対象としていました。本年度からは、機械による除雪作業も助成対象とします。

### ●介護予防の推進

要介護状態への移行を防ぐためには、適切な運動・栄養の習慣により足腰を丈夫にすることや、生活習慣病を予防するための健康づくりに取り組むことが重要です。

市では、介護予防教室を開催しています。日程については随時、地区回覧などでお知らせします。

### 【開催している介護予防教室の例】

- ・理学療法士によるひざ痛・腰痛予防教室
- ・カラオケを活用したダンス教室
- ・スマートフォンアプリを使った介護予防教室

### ●「通いの場」で仲間と交流

「通いの場」として、公民館などで地域の仲間と一緒に自主的に介護予防の体操に取り組んでいる団体があります。興味のある人は新館長寿福祉課へご相談ください。

### ●「近所サポーター」事業

「近所サポーター」は、地域における生活支援です。ごみ出しの場所が遠い、草取りや除雪が大変、移動手段がないといった生活の困り事を、お互いに支援し合い、地域のつながりを広げていく仕組みです。「地域のために何かをしてみたい」「高齢者の手助けをしたい」など、支え合う活動に興味のある人を対象に、市では「生活支援ボランティア養成講座」を開催しています。本年度の日程が決まり次第、広報はなまきなどでお知らせします。

### ●「けあすronavi」

介護事業所の所在地やサービス内容、医療機関の所在地や診療内容・時間などを検索できます。



本プランについて詳しくは、ホームページをご覧ください。また、10人以上の団体を対象に市の職員が本プランの説明に向く「ふれあい出前講座」もご利用いただけます。



## 一人で悩んでいませんか 地域包括支援センターへお気軽にご相談ください

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにサポートする、総合相談窓口です。市内5カ所に設置していますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

【開所日時】 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

※祝日、12月29日～1月3日を除く

最近、物忘れが出てきて生活が不安…

近所の高齢者の姿を最近見かけていない。大丈夫かな？

お金の管理が心配だけど、頼る人がいない…

健康のために何ができるかしら？



家族が退院した。介護が必要そうだけどどうしたらいいの？

### 【問い合わせ】

- ▶花巻中央地域包括支援センター(〒025-8601花巻町9-30 花巻市役所本庁新館内 ☎24-7246)…担当地区(花巻北、花巻東、花巻西、花巻南、矢沢、宮野目)
- ▶花巻西地域包括支援センター(〒025-0131轟木7-188-1 花巻市社会福祉協議会西南デイサービス内 ☎29-4873)…担当地区(湯口、湯本、太田、笹間)
- ▶大迫地域包括支援センター(〒028-3203大迫町大迫13-23-1 大迫保健福祉センター内 ☎29-4856)
- ▶石鳥谷地域包括支援センター(〒028-3101石鳥谷町好地6-10-3 石鳥谷総合福祉センター内 ☎41-4012)
- ▶東和地域包括支援センター(〒028-0115東和町安俵6-71 東和総合福祉センター内 ☎29-4817)

### 65歳以上の人の介護保険料の設定

65歳以上の人の介護保険料は、市区町村の介護サービス費が賄えるように算出された「基準額」を基に決まります。本市の令和6～8年度の基準額は6万9千円と設定。これまでと同額としました。この基準額を基に所得に応じた自己負担となるよう、以下のとおり13段階(\*)の保険料に分けています。

\*これまで11段階に分けていましたが、国の基準に合わせ13段階としました

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額の0.25 17,300円
第2段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額の0.4 27,600円
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額の0.685 47,300円
第4段階	課税世帯で本人 は住民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額の0.9 62,100円
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	<b>基準額</b> <b>69,000円</b>
第6段階	本人が 住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額の1.2 82,800円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上の人	基準額の1.3 89,700円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上の人	基準額の1.5 103,500円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額の1.7 117,300円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上の人	基準額の1.9 131,100円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上の人	基準額の2.1 144,900円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上の人	基準額の2.3 158,700円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額の2.4 165,600円

※合計所得額は、収入から必要経費などを控除した額です。第1～5段階の人の合計所得金額は、年金収入にかかる雑所得を差し引いた後の金額です